平成２８年（フ）第４３号
島根県松江市上本庄町2029番地13
債務者　佐々木誠こと神庭誠こと　金阪　誠
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２１１号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方289番地
債務者　齊藤　輝男
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１２号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方289番地
債務者　齊藤由美子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５５号
群馬県桐生市境野町７丁目1744番地、旧住所群馬県高崎市貝沢町836番地１　第２ミズキビルＢ
債務者　影山　秀明
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５４号
長野県諏訪市大和３丁目19番６号
債務者　藤森　善英
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相馬　弘昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１０１２号
愛知県小牧市常普請１丁目109番地
債務者　大久保行朗
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４７号
愛知県小牧市大字小牧原新田2621番地ディ・ドリーム302号、従前の住所愛知県小牧市大字間々原新田932番地２
債務者　橋口　智之
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　佳介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３６１号
栃木県日光市足尾町砂畑１番２－３号
債務者　樽川　清光
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５４号
岡山市南区新保1132番地６アクティブイン新保Ａ棟101号室、旧住所岡山市北区富田345番地双葉トータルケア㈱方
債務者　朝夷　紀予
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８号
岡山市北区大窪770番地56
債務者　虫明　和則
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８５号
岡山市南区豊成１丁目20番３号サンロイヤル豊成110、旧住所岡山県瀬戸内市長船町福岡325番地15
債務者　楠木　裕（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９２号
岡山市中区湊168番地２和・メゾン105号、旧住所山口県光市大字浅江1685番地１プティボヌール105号
債務者　伍賀　大祐
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
大分県中津市大塚746－３　レオパレスオーシャンブルーⅡ106号室、住民票上の住所北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―601号
債務者　坂口　弘樹
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月20日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０１号
沖縄県うるま市みどり町５丁目16番７－402号　トーマスマンション具志川Ⅱ
債務者　玉**那覇**　博
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６６８号
東京都東村山市秋津町２丁目19番地19
債務者　小坪奈美代
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部